

# 「令和2年版 四国運輸局施行 自動車検査員教習試験 問題と解説」付録

## 暗記ノート

- ◎本冊子は、四国運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。
- ◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。
- ◎また、特に保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、製作年月による区分はしていません。製作年月日が令和2年4月1日の自動車に適用される基準とします。
- ◎暗記する際は付属の赤シートをご利用下さい。

## 車 両 法

### ★車両法の目的★

1. この法律は、【道路運送車両】に関し、【所有権】についての公証等を行い、並びに【安全性の確保】及び【公害の防止】その他の環境の【保全】並びに【整備】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【整備事業】の健全な発達に資することにより、【公共の福祉】を増進することを目的とする。

### ★自動車登録番号標の封印★

2. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした【自動車登録番号標】は、これを取り外してはならない。ただし、【整備】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
3. 封印の取りつけは、自動車の【後面】に取りつけた自動車登録番号標の【左側】の取りつけ箇所に行うものとする。

### ★自動車登録番号標の表示★

4. 自動車は、第11条第1項の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された【自動車登録番号】の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、【運行】の用に供してはならない。
5. 法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された【自動車登録番号】の【識別】に支障が生じないものとして【告示】で定める位置とする。ただし、三輪自動車、【被牽引自動車】又は国土交通大臣の指定する【大型特殊自動車】にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。
6. 法第19条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する【角度】その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。
  - (2) 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める【物品】以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。

### ★点検及び整備の義務★

7. 自動車の使用者は、自動車の【点検】をし、及び必要に応じ【整備】をすることにより、当該自動車を【保安基準】に適合するように【維持】しなければならない。

### ★定期点検整備★

8. 次に掲げる自動車について、それぞれ【 】内の点検の期間となる。

- (1) 乗車定員 11 人以上の自家用自動車 ..... 【3月】
- (2) 乗車定員 29 人の自家用自動車 ..... 【3月】
- (3) 車両総重量 8t 未満の自動車運送事業用自動車（軽自動車を除く） ..... 【3月】
- (4) 乗車定員 5 人の四輪自家用乗用レンタカー ..... 【6月】
- (5) 事業用自動車（軽自動車を除く） ..... 【3月】
- (6) 車両総重量 8t 以上の自家用特種自動車 ..... 【3月】
- (7) 車両総重量 8t 未満で乗車定員 11 人未満の自家用特種自動車（レンタカーを除く）  
..... 【6月】
- (8) 車両総重量 8t 未満の自家用普通貨物自動車 ..... 【6月】
- (9) 車両総重量 8t 以上の自家用自動車 ..... 【3月】
- (10) 車両総重量 8t 未満の自家用普通貨物自動車（レンタカー除く） ..... 【6月】

### ★自動車検査証の有効期間★

9. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては【1】年、その他の自動車にあつては【2】年とする。この場合の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 乗車定員【11】人以上の自家用自動車
- (2) 専ら【幼児】の運送を目的とする自家用自動車
- (3) 施行規則第 31 条の 3 第 2 号の許可に係る自家用自動車

### ★自動車検査証の備付け等★

- 10. 自動車は、【自動車検査証】を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【検査標章】を表示しなければ、【運行】の用に供してはならない。
- 11. 検査標章は、当該【自動車検査証】がその【効力】を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該【自動車検査証】の【返付】を受けることができなかつたときは、当該自動車に【表示】してはならない。
- 12. 検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に【前方】から見易いように貼り付けることによって【表示】するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の【後面】に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の【左上部】に見易いように貼り付けることによって【表示】するものとする。

### ★自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査★

13. 自動車の使用者は、自動車検査証の【記載事項】について変更があつたときは、その事由があつた日から【15日】以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の【記入】を受けなければならない。ただし、その【効力】を失っている自動車検査証については、これに【記入】を受けるべき時期は、当該自動車を【使用】しようとする時とすることができる。

### ★自動車部品を装着した場合の取扱い★

14. 普通自動車について、指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅、高さ又は車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して、長さ±【3】cm、幅±【2】cm、高さ±【4】cm、車両重量±【100】kgの範囲内に含まれていれば、自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととする。
15. 小型自動車について、指定部品を恒久的取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を固定的取付方法若しくは恒久的取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅、高さ又は車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して、長さ±【3】cm、幅±【2】cm、高さ±【4】cm、車両重量±【50】kgの範囲内に含まれていれば、自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととする。

### ★分解整備の定義★

16. 分解整備の定義について。
  - (1) シリンダヘッドの交換は、分解整備に該当【しない】
  - (2) 動力伝達装置のドライブ・シャフトを取り外して行う自動車の整備は、  
分解整備に該当【する】
  - (3) ストラットの交換は、分解整備に該当【しない】
  - (4) ストラット交換の際、タイロッドエンドを取り外して行う場合は分解整備に該当【する】
  - (5) 四輪自動車のブレーキドラムを取り外して再度組み付ける作業のみであれば、  
分解整備に該当【する】
  - (6) ブレーキキャリパを取り外さずに、ブレーキパッドを交換した場合、  
分解整備に該当【しない】
  - (7) ブレーキキャリパの一方を持ち上げて、ブレーキパッドを交換した場合、  
分解整備に該当【する】
  - (8) トーションバー・スプリングを取り外して行う自動車の整備又は改造は、  
分解整備に該当【しない】
  - (9) タイミング・ベルトの交換作業をする際、エンジン・マウントの取付ボルトを  
取り外して行う整備は、分解整備に該当【する】

### ★特定整備記録簿★

17. 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者からの【請求の有無にかかわらず】、特定整備記録簿の【写し】を交付しなければならない。
18. 特定整備記録簿の保存期間は、その記載の日から【2年間】である。

### ★特定整備事業者の遵守事項★

19. 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る【料金】を当該事業場において依頼者の見やすいように【掲示】すること。
20. 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の【内容】及び当該整備の必要性について【説明】し、料金の【概算見積り】を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
21. 当該事業者で使用する車両のみを点検・整備する事業場（いわゆる自家工場）について、料金の掲示は【必要ない】。また、当該事業者で使用する車両の点検・整備について、概算見積書は【交付しなくてもよい】。

22. 自動車特定整備事業者が保安基準に適合しなくなる改造を他の事業者に依頼した場合は、当該自動車特定整備事業者の【遵守事項違反となる】。

#### ★不正改造等の禁止★

23. 何人も、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【改造】、【装置】の【取付け】又は【取り外し】その他これらに類する【行為】であって、当該自動車が【保安基準】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

#### ★指定自動車整備事業の指定等★

24. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について前条第1項(優良認定)の国土交通省令で定める基準に適合する【設備】、【技術】及び【管理組織】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の【検査】の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の自動車検査員を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について【検査】をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

#### ★指定工場の設備、技術及び管理組織★

25. 指定自動車整備事業における工員数は、【4】人以上とする。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、【5】人以上必要とする。また、整備士数は【2】人以上とする。この場合において、自動車工に対する整備士の割合は【1/3】以上とする。なお、車両置場は屋内現車作業場面積の【0.3】以上の割合であること。

#### ★作業場及び設備の基準★

26. 自動車検査員が行う法第94条の5第4項の検査(いわゆる完成検査)において、【音量計】、【一酸化炭素測定器】、【炭化水素測定器】、【黒煙測定器】及び【オパシメータ】を用いて行う検査を、点検及び整備を行うための作業場である屋内現車作業場で行うことは差し支えない。

#### ★検査用機器の校正★

27. 指定自動車整備事業者は、指定自動車整備事業規則第2条第1項第2号の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める【技術上の基準】に適合するよう、【備付け】又は前回の校正の日から【1年】以内に、国土交通大臣の登録を受けた者が行う校正を受けるものとする。

28. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正に関する記録を【1年】間保存しなければならない。

#### ★自動車検査員の兼任★

29. 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることができない。ただし、【同一】の指定自動車整備事業者の他の事業場で、【位置】その他について国土交通省令で定める要件を備えるものについては、この限りではない。なお、兼任の自動車検査員のみを選任している事業場にあっては、兼任する他の事業場に至る所要時間は、おおむね【1時間】以内の位置にあること。

#### ★自動車検査員の解任★

30. 地方運輸局長は、自動車検査員がその【業務】について【不正】の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に【違反】したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の【解任】を命ずることができる。

31. 法第94条の4第4項の規定により自動車検査員の職を解任され、解任の日から【2年】を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

#### ★保安基準適合証の交付★

32. 指定自動車整備事業者は、自動車を国土交通省令で定める【技術上の基準】により【点検】し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な【整備】をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を【自動車検査員】が【証明】したときは、【請求】により、保安基準適合証及び【保安基準適合標章】を【依頼者】に【交付】しなければならない。

33. 一時抹消登録を受けた自動車について、点検及び必要な整備が実施され、自動車検査員が保安基準に適合している旨の証明をした。この場合、指定自動車整備事業者は、請求のあった保安基準適合標章を依頼者に交付することが【できない】。

34. 他の認証工場において確実に点検整備が行われたことを特定整備記録簿で確認できる自動車の場合、完成検査のみを実施して保安基準適合証を交付することが【できない】。

#### ★自動車検査員による証明・証明方法★

35. 法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の【証明】は、【自動車検査員】が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【記名】し、及び【押印】することにより行う（電磁的方法による提供時を除く）。

#### ★自動車検査員による証明・一時抹消登録車の取扱い★

36. 自動車検査員は、法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車については、当該自動車の【構造】等に関する事項がそれぞれ当該自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された【構造】等に関する事項と【同一】でなければ、第1項の【証明】をしてはならない。

#### ★自動車検査員の服務★

37. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の【検査】を【公正】、かつ、確実に行うため、当該【検査】に係る自動車の整備作業については、【軽微】なものを除き、実務に従事しないこと。

38. 自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を【自ら】行うこと。また、法第94条の5第4項後段の規定に基づき自動車検査員が点検及び検査を行う場合には、点検作業及び検査作業の実務の【全過程】を【自ら】行うこと。ただし、検査に伴う【簡単な作業】は、【補助者】が行っても差し支えない。

39. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の【検査】を行う際には、「独立行政法人自動車技術総合機構法」第13条第1項に定める審査事務の実施に関する【規程】に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び【車体表示】についての確認を行うこと。

#### ★自動車検査員の作業区分★

40. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査（いわゆる完成検査）に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、点検と併せて行うことが合理的である次の軽微な交換又は補充作業を行うことは差し支えない。

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| (1) 【シャシ各部】への給油脂   | (2) 【油脂液類】の補充（【交換】は否） |
| (3) 【点火プラグ】、【エア・クリーナ・エレメント】、【燃料フィルター】、【バルブ、ヒューズ】、【ワイパー・ブレード、ゴム】の交換 | (4) 【タイヤ】の交換（位置交換など）  |

41. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査(いわゆる完成検査)に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、点検又は検査時に行うことが合理的である次の軽微な調整作業を行うことは差し支えない。

(1) 【前照灯の照射方向】、【アイドリング、CO・HC】、【点火時期】、【タイヤの空気圧】の調整

★保安基準適合証等の有効期間★

42. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の【検査】をした日から【15日】間とする。

43. 自動車検査員が、令和2年7月5日に法第94条の5第4項の検査(自動車検査員が行う完成検査)を行い、令和2年7月8日に指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合標章の有効期間は、令和2年7月【19】日である。

★保安基準適合証の記載方法★

44. 自動車検査員が行う法第94条の5第4項の検査(自動車検査員が行う完成検査)が複数日にまたがる場合の保安基準適合証等の検査の年月日は、【最後】に検査の実務を行った年月日を記入すること。

45. 法第94条の5第4項の検査(自動車検査員が行う完成検査)を、複数の自動車検査員が分担して行った場合、保安基準適合証の自動車検査員の証明欄には、【全ての】自動車検査員が署名及び押印すること。

★保安基準適合証の不正使用の防止等★

46. 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証綴を使用後【2年間】保存しておかなければならない。

47. 保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合は、記載面を【朱抹】し、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を保安基準適合証綴から【切り離すことなく】保安基準適合証(控)とともに保存しなければならない。

★保安基準適合証の取扱い・最終検査申請日★

48. 自動車検査証の有効期間が令和2年3月14日に満了する自家用小型貨物自動車の検査を令和2年3月10日に行い、同日に保安基準適合証を交付する場合、当該自動車の自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間が令和1年3月15日から令和3年3月15日午前12時となっていた際の最終検査申請日は、令和2年3月【15】日である。

★自賠責保険証明書の備付け★

49. 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、【運行の用】に供してはならない。

★自賠責保険の確認と保安基準適合証の交付★

50. 保安基準適合証の提出により更新されるべき自動車検査証の有効期間の満了する日と、締結された自動車損害賠償責任保険の保険期間の満了する日が同日の場合、自動車検査証の有効期間は更新【できない】。

51. 自動車検査証の有効期間満了日が令和2年2月23日である自家用の普通乗用自動車(貸渡自動車を除く)の有効期間を更新して、令和4年2月23日とする場合、新たに締結する自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間は、令和2年2月23日から令和4年2月【24】日までの期間であればよい。

### ★指定整備記録簿★

52. 指定自動車整備事業者は、【指定整備記録簿】を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は【限定保安基準適合証】を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、車台番号、【原動機】の型式並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、法第60条第1項後段の規定により【車両番号】の指定を受けた自動車にあっては【車両番号】
- (2) 【点検】及び【整備】並びに【検査】の概要
- (3) 【検査】の年月日
- (4) 【自動車検査員】の氏名
- (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
- (6) 【依頼者】の氏名又は名称及び住所

53. 指定整備記録簿は、その記載の日から【2年間】保存しなければならない。

### ★指定整備記録簿の記載要領★

54. 指定整備記録簿の「目視等による検査」の欄については、【目視】、【ハンマ】等を用いて行う検査結果を記載すること。

### ★指定整備事業者の罰則の適用★

55. 【自動車検査員】その他法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する【指定自動車整備事業者】並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【公務】に従事する職員とみなす。

### ★指定整備事業者の変更届★

56. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の名称、【型式】又は数について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【30日】以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。